

報告資料 1

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

昭島市教育委員会
教育長 山 下 秀 男

昭島市教育委員会規則第 3 号

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 1 項の表学校教育部の部学校給食課の項を次のように改める。

学校給食課	庶務係
-------	-----

第 4 条第 2 項中「担当課長」を「担当部長又は担当課長」に改める。

同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同条第 5 項及び第 6 項中「部長」の次に「又は担当部長」を加え、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 担当部長の担任意務は、教育長が定める。

第 4 条の 2 第 4 項中「担当課長」を「担当部長、担当課長」に改める。

別表学校教育部の部学校給食課の款庶務係の項第 6 号キ中「調達」の次に「及び支払い」を加え、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 学校給食費に関すること。

別表同款収納係の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

昭島市教育委員会事務局処務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧																																		
(組織) 第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。ただし、臨時又は特殊な事務を分掌させるため、必要があると認めたときは、別に定めるところにより組織を設けることができる。 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td rowspan="3">学校教育部</td><td>教育総務課</td><td>庶務係 学務係 施設係</td></tr><tr><td>指導課</td><td>教職員係 指導係 特別支援教育係</td></tr><tr><td>学校給食課</td><td>庶務係</td></tr><tr><td rowspan="3">生涯学習部</td><td>社会教育課</td><td>社会教育係</td></tr><tr><td>スポーツ振興課</td><td>スポーツ振興係</td></tr><tr><td>アキシマエンシス管理課</td><td>管理係 文化財係</td></tr></table> 2 昭島市学校給食共同調理場、昭島市教育相談室及び昭島市教育支援室は、学校教育部に属する。 3 昭島市民会館・公民館は、生涯学習部に属する。 (職の設置) 第4条 事務局の部に部長、課に課長又は室長、係に係長を置く。 2 教育長の指定する部に<u>担当部長又は担当課長</u>を、部又は課に課長補佐及び担当係長を置くことができる。 3 学校教育部に主任指導主事又は統括指導主事（以下「主任指導主事等」という。）を置くことができる。 4 指導課に指導主事を置く。 5 <u>担当部長の担任意務は、教育長が定める。</u> 6 <u>担当課長の担任意務は、教育長の承認を得て部長又は担当部長が定める。</u>	部	課	係	学校教育部	教育総務課	庶務係 学務係 施設係	指導課	教職員係 指導係 特別支援教育係	学校給食課	庶務係	生涯学習部	社会教育課	社会教育係	スポーツ振興課	スポーツ振興係	アキシマエンシス管理課	管理係 文化財係	(組織) 第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。ただし、臨時又は特殊な事務を分掌させるため、必要があると認めたときは、別に定めるところにより組織を設けることができる。 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td rowspan="3">学校教育部</td><td>教育総務課</td><td>庶務係 学務係 施設係</td></tr><tr><td>指導課</td><td>教職員係 指導係 特別支援教育係</td></tr><tr><td>学校給食課</td><td>庶務係 <u>収納係</u></td></tr><tr><td rowspan="3">生涯学習部</td><td>社会教育課</td><td>社会教育係</td></tr><tr><td>スポーツ振興課</td><td>スポーツ振興係</td></tr><tr><td>アキシマエンシス管理課</td><td>管理係 文化財係</td></tr></table> 2 昭島市学校給食共同調理場、昭島市教育相談室及び昭島市教育支援室は、学校教育部に属する。 3 昭島市民会館・公民館は、生涯学習部に属する。 (職の設置) 第4条 事務局の部に部長、課に課長又は室長、係に係長を置く。 2 教育長の指定する部に<u>担当課長</u>を、部又は課に課長補佐及び担当係長を置くことができる。 3 学校教育部に主任指導主事又は統括指導主事（以下「主任指導主事等」という。）を置くことができる。 4 指導課に指導主事を置く。 5 担当課長の担任意務は、教育長の承認を得て部長が定める。	部	課	係	学校教育部	教育総務課	庶務係 学務係 施設係	指導課	教職員係 指導係 特別支援教育係	学校給食課	庶務係 <u>収納係</u>	生涯学習部	社会教育課	社会教育係	スポーツ振興課	スポーツ振興係	アキシマエンシス管理課	管理係 文化財係
部	課	係																																	
学校教育部	教育総務課	庶務係 学務係 施設係																																	
	指導課	教職員係 指導係 特別支援教育係																																	
	学校給食課	庶務係																																	
生涯学習部	社会教育課	社会教育係																																	
	スポーツ振興課	スポーツ振興係																																	
	アキシマエンシス管理課	管理係 文化財係																																	
部	課	係																																	
学校教育部	教育総務課	庶務係 学務係 施設係																																	
	指導課	教職員係 指導係 特別支援教育係																																	
	学校給食課	庶務係 <u>収納係</u>																																	
生涯学習部	社会教育課	社会教育係																																	
	スポーツ振興課	スポーツ振興係																																	
	アキシマエンシス管理課	管理係 文化財係																																	

新				旧			
7 課長補佐及び担当係長の担任意務は、部長又は担当部長の承認を得て、課長、室長又は担当課長が定める。				6 課長補佐及び担当係長の担任意務は、部長の承認を得て、課長、室長又は担当課長が定める。			
8 主任指導主事等の担任意務は、教育長の承認を得て学校教育部長が定める。				7 主任指導主事等の担任意務は、教育長の承認を得て学校教育部長が定める。			
9 指導主事の担任意務は、学校教育部長の承認を得て指導課長が定める。(部長等の職責)				8 指導主事の担任意務は、学校教育部長の承認を得て指導課長が定める。(部長等の職責)			
第4条の2 部長は、教育長を補佐し、主管事務を統括掌理し、所属職員を指揮監督するほか、所管する教育機関の総合調整を行う。				第4条の2 部長は、教育長を補佐し、主管事務を統括掌理し、所属職員を指揮監督するほか、所管する教育機関の総合調整を行う。			
2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。				2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。			
3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。				3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。			
4 担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、所属職員を指揮監督する。				4 担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、所属職員を指揮監督する。			
5 主任指導主事等及び指導主事は、上司の命を受け、担任意務を掌理する。				5 主任指導主事等及び指導主事は、上司の命を受け、担任意務を掌理する。			
6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。				6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
部	課	係	分掌事務	部	課	係	分掌事務
学校教育 部	教育総 務課	(省略)	(省略)	学校教 育部	教育総 務課	(省略)	(省略)
	指導課	(省略)	(省略)		指導課	(省略)	(省略)
	学校給 食課	庶務係	(1) 学校給食の計画に関すること。 (2) 配送に関すること。 (3) 学校給食運営審議会に関すること。 (4) 業者登録に関すること。 (5) 施設、設備の管理運営に関すること。 (6) 学校給食共同調理場及び給食調理施設を有する学校において調理される		学校給 食課	庶務係	(1) 学校給食の計画に関すること。 (2) 配送に関すること。 (3) 学校給食運営審議会に関すること。 (4) 業者登録に関すること。 (5) 施設、設備の管理運営に関すること。 (6) 学校給食共同調理場及び給食調理施設を有する学校において調理される

新					旧				
				学校給食に係る次の事務に関する こと。 ア 献立に関すること。 イ 調理に関すること。 ウ 食品の管理に関すること。 エ 衛生管理に関すること。 オ 栄養指導に関すること。 カ 調理指導に関すること。 キ 給食物資の調達及び支払いに 関すること。 <u>(7) 学校給食費に関すること。</u> <u>(8) 課内庶務に関すること。</u>					学校給食に係る次の事務に関する こと。 ア 献立に関すること。 イ 調理に関すること。 ウ 食品の管理に関すること。 エ 衛生管理に関すること。 オ 栄養指導に関すること。 カ 調理指導に関すること。 キ 給食物資の調達に関すること。 <u>(7) 課内庶務に関すること。</u>
							収納係	(1) 学校給食費に関すること。 (2) 給食物資の支払いに関すること。	
生涯学 習部	(省略)	(省略)	(省略)		生涯学 習部	(省略)	(省略)	(省略)	

報告資料 1

昭島市教育委員会訓令第 1 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

昭島市教育委員会

教育長 山 下 秀 男

昭島市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改
正する訓令

昭島市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程（平成31年昭島市教育
委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「
(1) 昭島市教育委員会事務局処務規則（昭
和57年昭島市教育委員会規則第 4 号。以下
「処務規則」という。）第 4 条第 1 項に規
定する部長であって、昭島市教育委員会の
職名に関する規則（昭和48年昭島市教育委
員会規則第 6 号。以下「職名規則」とい
う。）第 3 条に規定する参事に該当する職
員が属するもの
」

を

「 (1) 昭島市教育委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。）第4条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する担当部長であって、昭島市教育委員会の職名に関する規則（昭和48年昭島市教育委員会規則第6号。以下「職名規則」という。）第3条に規定する参事に該当する職員が属するもの」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
(標準的な職) 第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。			(標準的な職) 第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。		
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	標準的な職
昭島市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年昭島市条例第4号。以下「条例」という。)別表第1の行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務	(1) 昭島市教育委員会事務局処務規則(昭和57年昭島市教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。)第4条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する担当部長であって、昭島市教育委員会の職名に関する規則(昭和48年昭島市教育委員会規則第6号。以下「職名規則」という。)第3条に規定する参事に該当する職員が属するもの	部長	昭島市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年昭島市条例第4号。以下「条例」という。)別表第1の行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務	(1) 昭島市教育委員会事務局処務規則(昭和57年昭島市教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。)第4条第1項に規定する部長であって、昭島市教育委員会の職名に関する規則(昭和48年昭島市教育委員会規則第6号。以下「職名規則」という。)第3条に規定する参事に該当する職員が属するもの	部長
	(2) 処務規則第4条第1項に規定する課長及び室長、同条第2項に規定する担当課長、同条第3項に規定する主任指導主事等、昭島市民会館条例(昭和57年昭島市条例第8号)第15条及び昭島市公民館条例(昭和57年昭島市条例第9号)第16条に規定する館長であって、職名規則第3条に規定する副参事に該当する職員が属するもの	課長		(2) 処務規則第4条第1項に規定する課長及び室長、同条第2項に規定する担当課長、同条第3項に規定する主任指導主事等、昭島市民会館条例(昭和57年昭島市条例第8号)第15条及び昭島市公民館条例(昭和57年昭島市条例第9号)第16条に規定する館長であって、職名規則第3条に規定する副参事に該当する職員が属するもの	課長
	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)

組織の見直し(令和6年4月実施予定)

現行		見直し後	
学校教育部	指導担当部長の設置 学校給食課の見直し		
	指導課 14 指導係 教職員係 教職員担当係長 特別支援教育係 指導主事(市) 統括指導主事 1 学校給食課 26 庶務係 収納係 自校給食担当係長 給食施設整備担当係長	指導担当部長 1 + 1 指導課(兼) 13 指導係 教職員係 教職員担当係長 特別支援教育係 指導主事(市) ▲ 1 統括指導主事 1 学校給食課 25 庶務係 ± 0 学校給食費担当係長 ▲ 2 自校給食担当係長 + 1 給食施設整備担当係長	
	【見直しの内容】 ①学校教育における教育指導施策の更なる推進に向けて指導担当部長を設置する。なお、指導課長は指導担当部長が兼務する。 ②学校給食新共同調理場における食物アレルギー専用調理室稼働に伴い、庶務係に係員（栄養士）1名を増員する。 ③学校給食課庶務係の再任用職員のフルタイムから31時間への雇用形態の変更に伴い、係員（調理業務）2名を減員する。 ④学校給食の公会計化及び無償化にかかる各種業務に対応するため、新たに学校給食費担当係長を設置する。また、収納係を廃止し、係員（事務）1名、会計年度任用職員1名を庶務係へ移行する。収納係に配置していた再任用短時間職員（31時間・事務）は減員する。		学校教育部 ▲ 1